

第二部社会人選抜(第1期)

小 論 文

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

問題 以下の記事を読んで、問1及び問2に答えなさい。(2問必答)

文部科学省は21日、大学のオンライン授業の単位上限を2023年度にも緩和する方針を固めた。審査機関が「特例」として認めれば、新型コロナウイルス下の緊急措置だったオンライン主体の授業が常時可能になる。海外から広く学生を集めることが容易になり、大学のグローバル戦略の幅が広がる。指導ノウハウを持つ教員の不足が指摘される中、魅力的な教育プログラムを提供できるか。大学の真価が問われる。

文科省令の大学設置基準は、卒業に必要な124単位のうちオンライン授業で取得できる単位の上限を60単位と定めている。新型コロナの感染防止策として緊急的に単位上限が緩和されていたが、海外大学との連携強化などの狙いから、私立大などが恒常的な緩和措置を求めている。

文科省は22日、中央教育審議会大学分科会に省令改正案を提示。議論を踏まえて改正手続きを進める。早ければ23年度にも単位上限の緩和が可能になる。

省令改正案では、特例の審査機関として中教審に有識者の専門組織を設置する。特例は各大学が学部・学科単位で申請する。認める条件は▽先進的な教育プログラム▽授業に関する積極的な情報公開▽授業の内容を点検・評価する仕組み——など。省令改正が実現すれば、制度上は全ての単位をオンライン授業で取得することも可能になる。

オンライン授業の上限が緩和されると、海外他大学の教員による授業を増やしたり、海外にいる学生に授業機会を提供したりすることが容易になる。留学生の場合、1～3年目は居住地でオンライン授業を受け、卒論指導が必要な4年目に来日してキャンパスで学ぶといった運用が可能になる。

コロナ禍を通して、学生側にもオンライン授業のメリットが浸透しつつあり、大学がある都市へ移住せず、実家からオンライン授業で単位を取得する学生もみられた。

コロナ前は、学生が企業の長期インターンシップなどに参加する場合は休学を余儀なくされるケースもあったが、オンライン授業なら遠隔地での受講が可能だ。私立大幹部は「暮らす地域にかかわらず授業を受けられるメリットは学生にとって大きい」と指摘する。

特例制度の導入にあたり、課題となるのが指導ノウハウを持つ教員の養成だ。特例を認められるには先進的な教育プログラムを組む必要があるが、海外に比べてオンラインの特性を生かした指導が十分にできる教員は不足している。

海外ではコロナ前からオンライン授業が浸透している。米団体の調査では、オンライン授業を1科目以上受講する米国の大学生は16年時点で31.6%を占めた。学生間の交流を維持する工夫も進む。全面的なオンライン授業に取り組む米ミネルバ大では、学生が世界7都市にある学生寮を拠点に各地を移動し、オンライン上で討論形式の授業に参加。学生同士は課外活動でも交流を重ねる。

世界で人材争奪戦が激しさを増す中、日本が国際競争力を高めるには国内外を問わず優秀な学生を受け入れ、定着してもらうことが欠かせない。レベルの高い教育環境を整備するには、オンラインの活用を含めた大学の創意工夫が求められる。

(出典：2022年6月22日 日本経済新聞朝刊)

日本経済新聞社に無断で転写・転載を禁じる

問1 大学におけるオンライン授業の単位上限を緩和する方針が求められた理由について、記事を参考に、400字以内で述べなさい。

問2 オンライン授業のデメリットにも言及した上で、オンライン授業の単位上限の緩和について、あなたの考えを400字以内で述べなさい。

問題はここまでです

第二部社会人選抜(第2期)

小論文

1. 指示があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙の所定欄に受験番号・氏名・フリガナを記入しなさい。
3. この問題冊子の不ぞろい等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出なさい。
4. 解答時間は60分です。
5. 試験終了まで、受験者の退出は認めません。

問題 以下の記事を読んで、問1及び問2に答えなさい。(2問必答)

月間の利用者が8千万人を超える「食べログ」が飲食店に点数をつける「アルゴリズム(計算手順)」について、東京地裁が独占禁止法に違反すると判断した。アルゴリズムは今や様々な分野で使われており、透明性の確保を求める声が高まっている。

「我々の主張がほぼ全面的に認められました」。原告の飲食店チェーン運営会社「韓流村」社長の任和彬(イムファビン)さん(51)は判決後にコメントを出した。

発端は2019年5月21日の朝だった。「大変です。点数が下落しました」と部下が電話してきた。

多くの消費者が飲食店選びで参考にする食べログで、月2回更新される点数の影響力は絶大だ。

だが、点数をつけるアルゴリズムの詳細は明かされていない。「利用者の評価の単純平均ではない」「表示順位が優遇される有料会員の店かどうかは、点数に影響しない」。公表されているのはその程度だった。

任さんが調べると、「チェーン店」とカテゴリー分けされている店ばかり点数が下がっていた。「チェーン店の点数を一律に下げるアルゴリズム変更があった」との仮説を立て、20年5月に提訴した。

食べログ側は当初、点数をつける行為は独禁法が規制対象とする「取引」ではないとし、アルゴリズム変更の中身も開示しなかった。

流れを変えたのは、韓流村がアルゴリズムの運用自体の差し止めを追加請求したことだった。東京地裁から照会を受けた公正取引委員会は21年9月、点数をつけることも「取引にあたると考えられる」という意見書を出した。これを受け、食べログ側はアルゴリズム変更の「概要」を21年末に提出。任さんの執念が実った。そして、この変更が「公正な競争秩序の維持、促進の観点から不当だった」という判決を勝ち取った。

「点数は『利用者の意見』のように扱われているが、根拠が示されていなければ消費者を欺いていることにもなる」。任さんはそう訴えている。

判決は損害賠償は認めたが、アルゴリズムの運用差し止めは退けた。韓流村は控訴する方針という。

食べログ側の閲覧制限の申請を受け、「概要」は公になっていない。

■影響力絶大、透明性求める声

デジタルプラットフォーム(DPF)事業者が独自に定めるアルゴリズムは、日常生活に欠かせないものになっている。店舗や商品、サービスをランク付けして表示するオンライン仲介サイトは、飲食店だけでなく、宿泊施設、医療施設、映画や不動産などで利用されている。アルゴリズムが導き出す順位は、事業活動に大きな影響を及ぼすこともある。

今回の判決は、食べログのアルゴリズム運用が、公表した説明から踏み出していた点を問題視した。DPFの多くは不正防止や営業秘密を理由に詳細を開示していないが、不公正な運用が現にあることを示した。

アルゴリズムの透明性や運用上の懸念は近年、国内外で高まっている。

公正取引委員会は19年の報告書で、商品を販売するDPFが恣意的に運用し、自社に有利な検索結果を表示すれば独禁法違反になる恐れがあるとの見解を示した。20年にはグルメサイトも運用次第で違反になりうると指摘した。

21年2月には「デジタルプラットフォーム取引透明化法」が施行され、商品などのランキングを決める主要な事項の開示が求められるようになった。ただ、対象はアマゾンや楽天市場など極めて大規模な5サイトにとどまっている。

規制が先行する欧州では20年から、全てのオンライン仲介サービスや検索サイトに、表示順位を決める主要な要素を取引相手に開示するよう義務づけた。

欧州の事情に詳しい香川大の柴田潤子教授（経済法）は「この規則はDPFと事業者の力が釣り合わないことが出発点にある。事業者が民事訴訟でDPFを訴える際の立証負担の軽減や迅速化にもつながる」と指摘。「特定の市場のみで強い力を持つDPFもあり、日本でも原則として全てのDPFに開示を求めるルールがあっても良いのではないか」と話す。

◆キーワード

<アルゴリズム> データを処理するのに使う計算手順のこと。例えば検索サイトの検索結果や、通販サイトのおすすめ商品は、各社が利用者の関心に近くなるよう独自のアルゴリズムを使って表示させている。

（出典：2022年6月17日 朝日新聞朝刊、一部改変）

朝日新聞社に無断で転載することを禁じる
承諾番号：23-0977

*下線部注 デジタルプラットフォーム

特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律2条では、「デジタルプラットフォーム」とは、多数の者が利用することを予定して電子計算機を用いた情報処理により構築した場であって、当該場において商品、役務又は権利を提供しようとする者の当該商品等に係る情報を表示することを常態とするものを、多数の者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する役務をいう、とされる。

問1 アルゴリズムの変更と公正な競争秩序の維持との関係について、記事を参考に、400字以内で述べなさい。

問2 アルゴリズムによって私たちの行動が影響を受ける可能性の是非について、あなたの考えを400字以内で述べなさい。

問題はここまでです